

●香川県告示第466号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所 事業所長 山村 雄次

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市番の州町1番地

三菱化学株式会社坂出事業所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	し尿処理施設	
能	力	800人槽、520m <sup>3</sup> /日	
工 期 等	工事着手予定年月日	認可後	
	工事完成予定年月日	平成21年4月30日	
	使用開始予定年月日	平成21年5月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	20
	浮遊物質 (mg/l)	5	15
	窒素含有量 (mg/l)	10	20
	りん含有量 (mg/l)	1	1.5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		496	520

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 6 排 水 口	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.5~8.6	7.5~8.6
	生物化学的酸素要求量	10	15

	(mg/l)		
化学的酸素要求量		10	15
	(mg/l)		
浮遊物質	(mg/l)	10	15
窒素含有量	(mg/l)	2	4
りん含有量	(mg/l)	0.1	0.5
排水水の量	(m <sup>3</sup> /日)	2,964	4,391

区 分		第 7 排 水 口	
排水水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.5~8.6	7.5~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15
	化学的酸素要求量 (mg/l)	10	15
	浮遊物質 (mg/l)	10	15
	窒素含有量 (mg/l)	2	4
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.5
	排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前) 537 (変更後) 521	(変更前) 810 (変更後) 790

(備考) 今回設置する特定施設からの汚水等は、通常工業用水の一部として当該事業場内で使用する。なお、工業用水としての利用ができない場合には、第6排水口から排出するが、製造関係の排水量が減少していることから、特定施設の設置に伴う第6排水口における排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量の変更はない。なお、既設の合併処理浄化槽を廃止するため、第7排水口における排水の量が減少する。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成20年10月28日から同年11月18日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市環境経済部環境交通課